

政令第 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第五十六条の三第一項」を「第五十七条第一項」に改める。

第四十二条中「第五十七条第二項」を「第五十六条の三第二項」に改める。

第五十三条中「第六十条第二項」を「第六十条第一項」に改める。

第五十九条中「第六十七条第四項」を「第六十七条第五項」に改める。

第六十一条中「第六十八条第八項」を「第六十八条第九項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」

に改める。

第六十三条第二項の表第七号中「第六十条第二項」を「第六十条第一項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。次号において同じ。）」に改め、同表第八号中「第六十条第二項」を「第六十条第一項」に改める。

（原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部改正）

第二条 原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第五十六条の三第四項、第五十七条第一項」を「第五十六条の三、第五十七条第四項」に改め、「若しくは第二項」及び「、第五十七条の四、第五十七条の五」を削る。

附 則

この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年七月十日）から施行する。

理由

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整理を行う必要があるからである。